

# 令和2年度島しょ地域介護人材確保対策事業について

- 平成29年度より「離島地域」の介護サービス事業所の人材確保を支援するためにスタートし、人材育成に係る取組にも支援メニューを拡充する。
- 県全域で介護人材の確保が厳しくなっていることから、一部支援メニューは本島内介護サービス事業所も対象にしているところ。
- 令和2年度は、下記のとおり事業内容等を変更して実施する。

## 事業概要

### 1 補助内容等

#### (1)介護専門職員受入支援

《補助対象者》①県内離島及び過疎地域で介護保険法に基づく介護サービス事業所等(基準該当サービス及び離島等相当サービスを含む)を運営する法人等(以下「法人等」という)。

②介護専門職個人

③沖縄本島内(過疎地域を除く)法人等

※県外からの介護専門職、または県内離島から新規学卒者を雇い入れる場合

《補助要件》①令和2年1月1日から12月31日の間に、事業所等の所在する離島・過疎地域以外に居住していた介護専門職(介護福祉士、介護支援専門員、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員初任者研修修了者(採用後に修了した者も含む))を新たに雇用(就職)し、かつ、当該職員が3ヶ月就労したこと(到達日が令和2年4月1日～令和3年3月31日)

《補助対象経費》 転居を伴い要した経費:赴任旅費、運搬費(引越、車両運搬等)、住宅の賃貸借契約に係る初期費用(家賃(1ヶ月分)、礼金、保険料)

※手当、燃料費(ガソリン代)、住宅賃貸借契約に係る敷金は対象外

《補助率・補助額》 定額補助(一人あたり無期雇用契約 200,000 円、有期雇用契約 100,000 円を上限)

#### 【令和2年度改正内容】

■介護専門職個人からも申請できるようにする。(事業所と重複しての活用は禁止)

※令和元年度に開設した「沖縄Uターン就職サポートセンター(東京、大阪、那覇)」や県HP等を活用して、県でも県内離島での就職を積極的にPRするため。

■事業所の負担を軽減する(補助率2/3を定額補助に変更)。

■県内離島から本島事業所に就職する新規学卒者も対象に追加する。

※県内離島から県外へ人材が流出していることから、県内への就職を促進するため。

#### (2)介護専門職採用活動支援

《補助対象者》①県内離島及び過疎地域の法人等。

②沖縄本島内(過疎地域を除く)法人等(県外の介護専門職、離島の新規学卒者の採用活動)

《補助要件》 (1)に示した介護専門職員を採用するために、島外又は過疎地域外並びに県外での企業説明会等に参加した場合

- 《補助対象経費》 旅費 ※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。  
※宿泊は開催日の前日から最終日当日まで認め、1泊 9,800 円以内とする
- 《補助率・補助額》 一法人あたり、補助対象経費の 2/3 (100,000 円を上限) を補助  
※年間複数回参加した場合でも上限は同額とする。

#### 【令和2年度改正内容】

- 補助上限額を 200 千円から 100 千円に変更する。

### (3) 介護職員初任者研修等開催支援

- 《補助対象者》 ①小規模離島(久米島、宮古島、石垣島を除く)の法人等  
②小規模離島(久米島、宮古島、石垣島を除く)を有する自治体
- 《補助要件》 小規模離島(久米島、宮古島、石垣島を除く)の法人等または自治体が主体となって「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」を開催する場合
- 《補助対象経費》 報酬、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費等)、役務費、委託料等  
※食糧費(講師との食事、受講者用の菓子等)は対象外
- 《補助率・補助額》 定額補助(500,000 円を上限)  
※年間複数回開催した場合でも上限は同額とする。

#### 【令和2年度改正内容】

- これまで離島の規模や研修内容は限定せずに研修開催を支援したが、小規模離島の人材確保・育成に限定する。また、小規模離島を有する自治体も補助対象者とする。

### (4) 介護支援専門員等研修受講支援

- 《補助対象者》 県内離島及び過疎地域の法人等。
- 《補助要件》 介護支援専門員法定研修、介護支援専門員実務研修、訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修を受講する場合
- 《補助対象経費》 旅費  
※旅費は航空運賃、船賃、宿泊料のみを対象とする。  
※宿泊は研修日程の前日から最終日当日まで認め、1泊 9,800 円以内とする。
- 《補助率・補助額》 1人あたり、補助対象経費の 2/3 (100,000 円を上限) を補助

#### 【令和2年度改正内容】

- 次の研修を対象に追加する(補助率、補助額は変更無し)。
- ①介護支援専門員実務研修受講に要する旅費の補助
  - ②訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修受講に要する旅費の補助

## 2 問い合わせ先

- 沖縄県高齢者福祉介護課 在宅福祉班(担当:川平)  
電話:098-866-2214 / FAX:098-862-6325 / MAIL:[aa021156@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa021156@pref.okinawa.lg.jp)
- 沖縄県高齢者福祉介護課ホームページで申込み方法や様式を提示しております。

## R2支援メニュー一覧(島しょ地域介護人材確保対策事業)

○介護専門職の受入支援については、県内離島地域のみを対象としていたが、本島の介護事業所も介護専門職の確保に苦慮している状況を鑑み、R1年度より対象事業所を拡充して本島内事業所も県外からの受入や県外での採用活動に要する費用を補助することとしている。また、事業所の負担軽減を図るため、R2年度より定額補助に変更する。

○小規模離島では島外からの人材確保も困難であることから、R2年度から島民を対象とした介護人材確保・育成に資する研修の開催を支援する。

○R2年度より、離島の介護支援専門員の資格取得を支援するため「実務研修」の受講に要する旅費を支援する。また、「訪問介護事業所」の従事者が減少していることから、現任の少ない従事者の資質向上と定着の支援を図る必要があるため、資質向上に資する研修への受講に要する旅費も支援する。

支援メニュー	対象地域	離島地域	過疎地域(北部圏域)	本島全域 (過疎地域を除く)	変更点
<b>①介護専門職受入支援</b> ■対象: 介護サービス事業所運営法人または個人 ■補助率: 定額補助(一人あたり無期雇用契約200千円、有期雇用契約100千円を上限) ■対象職種: 8職種(介護福祉士、介護支援専門員、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、初任者研修修了者) ■対象経費: 旅費、運搬費、入居に係る初期費用等		○	○	○ ※県外の専門職、離島の新規学卒者を受け入れた場合のみ対象	・補助率を2/3から定額補助にする ・新たに介護専門職個人への直接補助を追加する
<b>②介護専門職採用活動支援</b> ■対象: 介護サービス事業所運営法人 ■補助率: 2/3(一事業所あたり100千円を上限) ■対象経費: 旅費(航空運賃、船賃、宿泊費)		○	○	○ ※県外の専門職、離島の新規学卒者の採用活動のみ対象	補助上限額を30万から10万円にする
<b>③介護職員初任者研修等開催支援</b> ■対象: 小規模離島の介護サービス事業所運営法人または自治体 ■補助率: 定額(実施主体あたり500千円を上限) ■対象: 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修 ■対象経費: 旅費、報償費、会場使用料等		○ ※小規模離島のみ対象	—	—	これまで離島の規模や研修内容は限定せずに人材育成や介護の技術力向上のための研修を支援していたが、予算を集中投資して、小規模離島に限定して介護人材確保・育成に資する研修の開催を支援することとする。
<b>④介護支援専門員等研修受講</b> ■対象: 介護サービス事業所運営法人 ■対象研修: ①介護支援専門員→法定研修、実務研修 ②訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修 ■補助率: 2/3(一人あたり100千円を上限) ■対象経費: 旅費(航空運賃、船賃、宿泊費)		○	○	—	対象研修に「実務研修」と「訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修」を追加する

# R2島しょ地域介護人材確保対策事業(①介護専門職受入支援)

## 改正の背景

- 本県でも介護人材の不足が顕著となっており、特に離島での人材確保がより厳しい状況となっている。
- 全国的には、地方の人口減少や担い手不足(介護に限らず)に対応するため、沖縄と都市圏を除く36道府県において、積極的な移住支援策(最大100万円。\*単身の場合は最大60万円)が実施されるなど、様々な人材確保策がとられている。
- 本県の自然や生活環境の魅力等から、介護人材も県外からの受入(移住)が期待できるところであり、全国的な人材確保の競争に乗り遅れないように、対策を強化する必要がある。

## 改正の目的・変更点

- 県から県外介護専門職員へ積極的な情報提供を行い、県内離島への就職(移住)についてより喚起を図る  
**《変更点①》新たに介護専門職個人への直接補助を追加!**
- 多くの離島事業所が活用でき、また他県の移住施策等と競争できる仕組みに変更  
**《変更点②》補助率2/3から定額補助に変更!(上限額は無期雇用契約20万円、有期雇用契約は10万円)**

## 事業イメージ

<現行>

沖縄県

・補助率2/3(上限20万)  
(事業所負担あり)

介護事業所

・職員募集のPR  
(受入経費等の負担)

県外等介護専門職

課題

○事業所1/3負担のため、体力のある事業所やマネジメントに長けた事業所のみが活用  
○事業を活用するかしないかは事業所任せとなっている。  
○県から直接的に、県外等介護専門職への事業のPR・情報提供が行われていない。

<R2年度>

沖縄県

・定額補助(上限20万)  
\*事業所負担がなくなるため多数の事業所が活用可能

介護事業所

・職員募集のPR  
(受入経費等の負担)

県外等介護専門職

・県内事業所への関心度の向上  
・制度活用による介護専門職主体の就職の促進

・定額補助(上限20万)  
・県主体で、Hpや県UIターン就職サポートセンター等での全国的PR  
・県内離島就職への喚起

# R2島しょ地域介護人材確保対策事業(②介護専門職採用活動支援)

## 改正の目的・変更点

○島外からの介護人材の受入を促進するため、沖縄本島に限らず県外での採用活動(合同企業説明会の参加や大学・専門学校等訪問)も視野に補助金の上限額を20万円に設定した。

○R1年度の活用実績(5事業所)は全て沖縄本島での採用活動であったことや、県外でのPRは前述の「①介護専門職受入支援」において強化することから、補助金の上限額を少なくする。

**《変更点》 補助金の上限額を20万円から10万円に減額する。**

## 事業イメージ

<現行>

沖縄県

・補助率2/3(上限20万)  
(事業所負担あり)

介護事業所

・介護専門職採用津活動  
(旅費の負担)

県内外合同企業  
説明会等参加

<R2年度>

沖縄県

・補助率2/3(上限10万)  
(事業所負担あり)

介護事業所

・介護専門職採用津活動  
(旅費の負担)

県内外合同企業  
説明会等参加

# R2島しょ地域介護人材確保対策事業(③介護職員初任者研修等開催支援)

## 改正の目的・変更点

- 生活への不安等から小規模離島については島外からの介護人材確保も難しいため、島内での人材確保や育成を進めていく必要がある。
- これまで離島の規模や研修内容は限定せずに人材育成や介護の技術力向上のための研修を支援していたが、予算を集中投資して、小規模離島に限定して介護人材確保・育成に資する研修の開催を支援することとする。

《**変更点①**》対象の研修内容を介護人材確保のための研修に限定する！

《**変更点②**》対象地域を小規模離島に限定する！

《**変更点③**》小規模離島の介護事業所は体力がないことから、自治体も新たに補助対象とする！

《**変更点④**》補助率を2/3(上限20万円)から定額補助(上限50万円)に変更する！

## 事業イメージ

＜現行＞

沖縄県

・補助率2/3(上限15万)  
(事業所負担あり)

介護事業所

- ・島外から講師を招いての研修会の開催
- ・講師の旅費や開催経費を補助
- ・各事業所の実情に応じたものとして研修内容を限定していない(人材育成や技術力向上に資する研修等で活用される)

＜R2年度＞

沖縄県

・定額補助(上限50万)

介護事業所・自治体

- ・人材確保に資する研修に特化して、その開催経費を補助
- ・対象は小規模離島の事業所及び自治体に限定(対象研修)
- ①介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級研修相当・研修時間130時間)
- ②介護福祉士実務者研修(ホームヘルパー1級研修相当・研修時間450時間)

・本島内の民間教育機関が外向いて3週間から1ヶ月の期間で集中的に実施。  
・開催経費(初任者研修(10人規模))は本島100万(10万×10人)程度に対し、離島では150万(15万円×10人)以上要する。  
・本島開催より割り増しとなる50万円程度を補助する。

・宮古島、石垣島、久米島では、国や県の委託訓練(労働政策課)等において実施  
・小規模離島からは県の直接実施の要望があるが、広範囲にわたるため、自治体や地元事業所主体での開催を支援する。

# R2島しょ地域介護人材確保対策事業(④介護支援専門員等研修受講支援)

## 改正の目的・変更点

- 介護支援専門員(ケアマネージャー)の資格取得後は法定研修受講が義務づけられており、研修は2~3週にまたいで沖縄本島で開催され、離島の従事者はその都度受講に出向かなければならず負担が大きいことから、これまで法定研修の受講に係る旅費を補助してきた。
- 介護支援専門員の資格取得のためには「実務研修」の受講が必須であり、法定研修と同様に、研修は2週にまたいで沖縄本島で開催され、離島の事業所・従事者には旅費の負担が大きい。
- 「訪問介護事業所」の従事者が減少していることから、現任の少ない従事者の資質向上と定着の支援を図る必要があるが、沖縄本島で開催される各種研修への参加旅費については、体力のない事業所では負担が大きい。

《**変更点①**》 **支援メニュー名を変更する!**

《**変更点②**》 **対象研修に「実務研修」と「訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修」を追加する!**

## 事業イメージ

### <介護支援専門員の支援>

介護福祉士等

介護支援専門員試験(合格)

実務研修受講(必須)

沖縄県に登録

(登録後は法定研修の受講が義務)  
・更新研修 ・専門研修Ⅰ ・専門研修Ⅱ  
・主任研修 ・主任更新研修 等

対象研修  
に追加

対象研修

### <訪問介護事業所従事者の支援>

○「訪問介護事業所従事者の資質向上に資する研修」も対象研修に追加する。

(背景)

○全県的に、地域包括ケアシステム構築で重要な役割を担う「訪問介護事業所」の従事者の不足及び高齢化が顕著となっている。

○従事するためには「介護職員初任者研修」の資格が必要なため、国や県の委託訓練と前述の③「介護職員初任者研修等開催支援」において取得を支援し、従事者の増加を図ることとしている。

○しかし、即効的な効果は求めきれないことから、現任の少ない従事者で事業所を維持するために、資質の向上と定着の支援、離職の防止を図る必要がある。